

住居確保給付金支給要件確認書

* 申請月の求職活動要件の考え方

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	ハローワーク2回		13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	ハローワーク1回		27	28
29	30	31				

1 ハローワークでの求職活動

- ・1日～15日に申請した場合・・・2回
- ・16日～31日に申請した場合・・・1回
- *ただし、月末申請の場合は、ハローワーク休館日等で職業相談できない場合は、応相談。

2 求人応募等の求職活動

- ・週1回以上の企業への応募・面接実施

3 自立相談支援センターとの面談等

- ・月1回以上

・前月の活動状況、収入を確認後に支給決定となります。
但し、提出書類が揃わない、連絡が取れない場合は月内に給付できない可能性がありますのでご了承ください。

・振込日が確定しましたら担当者から連絡がありますので、不動産業者にお伝えください。

○第3条第2号に該当する方○

・休業中から収入を得る機会が減少した方は、ハローワークでの求職活動、企業応募は任意となります。
但し、住居確保給付金再々延長時は、下記の求職活動となります。

- ・月2回のハローワークでの求職活動
- ・週1回以上の企業への応募・面接実施
- ・月1回以上の自立相談支援センターとの面談等

上記のことを確認しました。

年 月 日

署名
